

資料3

第3期福生市バリアフリー推進計画(素案)に対するパブリックコメント

実施期間 平成28年1月7日(木)～21日(木)

提出人数 3名 4件

提出方法 持参 1名 メール 2名

(1) 第3期福生市バリアフリー推進計画(素案)【市民意見】

無

(2) 第3期福生市バリアフリー推進計画(素案)【議員意見】

	議員意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>P17 歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりについて</p> <p>⑥バリアフリー対応型信号機の整備については、内容に色弱者に対する記述が見られますが、見出し及びリード文を含め、視覚障がい者対応に関する記載が少なく見えます。視覚障がい者に対する対応もバリアフリー推進計画における重要視点かと存じます。</p>	<p>計画書の全体をとおして、「高齢者や障害のある人(等)」と表記しています。障害のある人は、全ての障害者を表しています。(P8参照)</p>
2	<p>P18 拝島駅を中心とする区域の設備について</p> <p>拝島駅周辺の道路環境の困難な現状認識を踏まえ、整備概要を示されていますが、南口は、駅前ロータリーを含め、大規模な改修工事が進行中で大きく改善が見込まれますが、北口は、道路の横断に関する課題も多く、区域を定めた集中的な取り組みが必要と思われます。</p>	<p>北口については、歩行者や車いす利用者の通行の安全を課題に、駅前全体も考慮しながら整備を進めていきます。</p>
3	<p>P35 ②要配慮者・避難行動要支援者への支援について</p> <p>地域福祉計画と同様に要援護者支援に統一したほうが良いのではないかと存じます。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い「災害時要援護者」に変わり、「避難行動要支援者」という言葉が使われるようになりました。福生市でもこれまでは「災害時要援護者」と言う表現をしていましたが、制度の改正や変更に合わせて表記にしていきたいと考えます。なお、計画書は、「要配慮者(避難行動要支援者)への支援」に修正します。また、用語解説に追加いたします。</p>
4	<p>バリアフリーの根底は「人権」だと考えますので、教育委員会と連携して、小・中学校の教育や生涯教育などを通じて広く市民に周知啓発を行ってください。</p>	<p>内部組織と連携しながら、心のバリアフリー等の周知啓発を図り推進していきます。</p>